

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営規則

(平成28年12月12日制定)

沿革 平成29年 6月 6日議決 令和 7年 3月13日議決

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定により、本会の評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、定款第7条第2項の規定により選任された4人の委員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、選任及び解任候補者の提案を行う理事会から、その提案及び質疑等対応のため、必要に応じて理事が出席することができる。ただし、委員会の決議に加わることはできない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第4条 会議の招集は、会長が招集する。

(委員会の議長)

第5条 委員会の議長は、委員会に出席した委員の中からその都度選任する。

(選任及び解任候補者の提案)

第6条 理事会は、選任候補者の推薦及び解任候補者の提案を行うにあたり、定款第7条第5項の規定により次の情報を評議員選任解任候補者推薦（提案）書（別記様式）にて提供しなければならない。

- (1) 選任及び解任候補者が評議員として適任又は不適任とした理由
- (2) 本会及び本会の役員との関係
- (3) その他、選任及び解任を判断するため必要な情報

(決議)

第7条 委員会は、理事会から前条に定める提案を受けたときは、選任及び解任の可否について決議を行う。

(議事録)

第8条 委員会は、前条の決議を行ったときは、会議終了後速やかに議事録を作成し、議長が記名押印する。

2 委員会の議事録は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 委員会の開催された日時及び場所
- (2) 委員会に出席した委員の氏名
- (3) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

3 前各項の規定により作成された議事録は、会長に提出する。

(評議員の委嘱)

第9条 会長は、第7条に規定する決議により、評議員の委嘱又は解任を行う。

(委員の報酬)

第10条 委員の報酬は、日額2,000円とする。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、定款第7条第7項の規定により理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度中に開催された委員会は、平成28年12月に行う定款変更認可申請において、認可された定款に基づき開催されたものとみなす。

附 則

この規則は、決議のあった日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

評議員選任解任候補者推薦（提案）書

No.	区分	ふりがな 氏名	生年月日	住所	経歴・現職	適任（不適任）理由	兼職状況	特殊関係者	前任者氏名 (辞任年月日)

